

(特定株式等の判定)

- 3 評価対象法人の株式又は出資が特定株式等に該当するかどうかは、措置法施行令第40条の2の3第1項の規定により、評価対象法人が課税時期に保有していた資産の価額の合計額のうち占める特定地域内にあった動産等の価額の合計額の割合が10分の3以上であるかどうかにより判定するのであるが、この場合に当該動産等の価額の合計額の割合が10分の3以上であるかどうかは、評価対象法人の保有していた各資産を課税時期において評価通達の定めるところにより評価した価額に基づき判定することに留意する。

《説明》

- 1 平成29年度税制改正により、措置法第69条の6が創設され、特定非常災害発生日以後に相続税の申告期限の到来する者が、当該特定非常災害発生日前に相続若しくは遺贈により取得した特定株式等又は贈与により取得した特定株式等（当該特定非常災害発生日の属する年（当該特定非常災害発生日が1月1日から当該特定非常災害発生日の属する年分の前年分の贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。）の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、相続税法第19条又は第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに限る。）で当該特定非常災害発生日において所有していたものの相続税の課税価格に算入すべき価額は、その財産の取得の時における時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」によることができることとされた（措置法69の6①）。

また、措置法第69条の7が創設され、特定非常災害発生日の属する年（当該特定非常災害発生日が1月1日から前年分の贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。）の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に贈与により取得した特定株式等で、当該特定非常災害発生日において所有していたものの贈与税の課税価格に算入すべき価額についても、その財産の取得の時における時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」によることができることとされた（措置法69の7①）。

- 2 相続等により取得した株式及び出資（以下「株式等」という。）が特定株式等に該当するかどうかについては、措置法施行令第40条の2の3第1項の規定により、評価対象法人が課税時期に保有していた資産の価額の合計額のうち占める特定地域内にあった動産等の価額の合計額の割合が10分の3以上であるかどうかにより判定することとされている。

本項では、この判定に当たり、動産等の価額が10分の3以上であるかどうかは、評価対象法人が課税時期に保有していた各資産について、「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」により評価した価額により判定するのではなく、課税時期において評価通達の定めるところにより評価した価額に基づいて判定することを留意的に明らかにしている。

（注）この判定に当たっては、評価対象法人が課税時期に保有していた特定地域内にあった動産等の価額のうち、特定非常災害発生日において保有していないもの（特定

非常災害発生日前に譲渡等したもの)の価額についても、「特定地域内にあった動産等の価額」に含まれることに留意する必要がある。

(参考) 特定株式等の判定方法

次の算式により求めた割合が10分の3以上であれば、「特定株式等」に該当する。

(算式)

課税時期において評価対象法人が保有していた特定地域内にあった動産等の課税時期における相続税評価額 (特定非常災害発生日における保有の有無は問わない)

課税時期において評価対象法人が保有していた全ての資産の課税時期における相続税評価額